

指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人川南町社会福祉協議会が開設する川南町社協ヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 川南町社協ヘルプサービス

二 所在地 川南町大字川南13680番地1

(川南町社会福祉協議会内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、指定訪問介護事業に従事する訪問介護員及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 サービス提供責任者

サービス提供責任者は、具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成するものとする。

サービス提供責任者は、利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

三 訪問介護員 3名以上（内1名以上をサービス提供責任者とする。）

利用申込者の居宅へ訪問し、介護サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じ時間外でも対応するものとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次ぎのとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 通院介助 ※〔22年度監査で挿入するよう指導〕

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収することができるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川南町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。